

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8346
担当部課名	保健所	保健予防	課	感染症予防
事務事業名	個別予防接種事業		事業コード	12220

1 総合計画における位置づけ

政策名	第2章	生涯にわたる健康づくりを進めます	事業開始年度
基本施策名	第2節	市民健康づくりの増進	~63 年度
施策名	第2施策	保健サービスの充実	

2 実施根拠及び関連法令等

・予防接種法

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
予防接種法に基づき感染症の発病と蔓延を防止し、公衆衛生の向上・増進に寄与するため、定期の予防接種を実施する。 協力医療機関における個別接種で実施することにより、接種を受ける人の健康状態の良好な時期にかかりつけの医師による接種を可能とし、健康被害の防止と市民の利便性を図る。また、乳幼児等予防接種における接種率の向上を図るため、個別通知等により勧奨等啓発に努めている。		予防接種法に基づく対象年齢内の者。(乳幼児・高齢者等)	
		対象数	約110,000人
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
乳幼児等予防接種・・・延接種者数 62,111人 ・三種混合・・・24,629人 ・二種混合・・・3,033人 ・麻しん・・・6,573人 ・風しん・・・6,872人 ・日本脳炎・・・20,999人 ・ポリオ・・・5人 高齢者インフルエンザ予防接種 ・接種者数・・・17,134人 (経費内容) ・需用費・・・2,748千円 ・役務費・・・4,201千円 ・委託料・・・548,901千円 ・負担金、補助及び交付金・・・1,873千円		感染症等の予防に対する正しい知識の普及や健康教育の充実に努めるとともに、予防接種率の向上等感染症予防対策を推進する。	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名	相模原市保健医療計画
		計画年次	14年度～22年度
		・感染症予防のため、正しい知識の普及啓発、予防接種や相談・検診事業等 感染症予防対策を推進する。	

4 評価指標

指標名	乳幼児等予防接種 接種率	高齢者インフルエンザ予防接種 接種率
指標式	乳幼児予防接種 接種者数 / 対象者数 × 100	高齢者インフルエンザ予防接種 接種者数 / 対象者数 × 100
指標設定の意図	接種率の向上	接種率の向上

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	95	90	a 93	b 95	95	
指標			c 24	d 50	50	
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	505,979	476,777	557,723	557,723	725,210
	人員・時間数	(4.0人)	(3.0人)	(3.5人)	(3.5人)	(3.5人)
	人件費	25,995	17,575	18,314	18,314	18,319
	その他経費	0	0	0	0	0
	合計	531,974	494,352	576,037	576,037	743,529
特定財源	0	0	0	0	0	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 C ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 72.8%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%>)		
a	92.7	c	24.0
b	95.0	d	50.0
$\times 100 = 97.6\%$		$\times 100 = 48.0\%$	
e	f $\times 100 =$		
理由 :	平成14年度以降も予防接種の接種率向上に向け、予防接種の啓発活動等に着実に取り組むことが必要である。特に平成13年度の年度途中の法改正により新規に開始された高齢者インフルエンザ予防接種については、平成14年度以降早めに啓発活動を行うことが必要である。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	予防接種法に基づき感染症の発病と蔓延を防止し、公衆衛生の向上・増進に寄与するため実施している。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 B ▼	A : 妥当である	理由 :	集団予防接種に比べると、コストが割高であるが、個別接種にて被接種者の健康状態の良好な時期にかかりつけの医師による接種を可能とするためにはやむを得ない。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	予防接種法で市町村長の実施義務に定められている。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 A ▼	A : 満足できる	理由 :	健康状態の良好な時期にかかりつけの医師による接種を可能とし、健康被害の防止と市民の利便性が図れている。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	予防接種を個別接種で実施し、被接種者の健康状態の良好な時期にかかりつけの医師による接種を可能することは、健康被害の発生率を減少させるとともに市民の利便性を図り、結果的に保健サービスの充実につながっている。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		<p>説明 :</p> 乳幼児等予防接種及び高齢者インフルエンザ予防接種ともに、啓発活動等により接種率を高める必要がある。
	<p>コスト改善余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		<p>説明 :</p> 個別予防接種に係る経費をこれ以上圧縮することは困難である。

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	国において、当面、ポリオとBCGを除き、原則として個別接種により実施することとなっている。特に神奈川県下では、すべての市町村で個別予防接種事業を実施しており、集団予防接種で実施している予防接種の種目においても個別接種化の傾向がある。
	今後の進め方 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 完了		
		説明	個別予防接種事業については、予防接種の接種率を向上させるよう着実に努力していくことが必要である。

8 二次評価における変更点

--